令和５年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：紀宝町長・紀宝町議会議長・紀宝町教育委員会・紀宝町選挙管理委員会
紀宝町監査委員・紀宝町公平委員会・紀宝町農業員会・紀宝町水道事業管理者

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.7%
全職員	63.5%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	89.9%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	108.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－
３１～３５年	93.5%
２６～３０年	92.5%
２１～２５年	89.8%
１６～２０年	94.7%
１１～１５年	70.7%
６～１０年	81.9%
１～５年	89.5%

【説明欄】

・パートタイム会計年度任用職員を数える単位として「時間」を用いて換算している。
・全職員中に占める任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合は、男性２割に対し女性８割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
・(1)役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には女性職員がいないため「－」と記載している。
・(2)勤続年数別「３６年以上」区分には女性の職員がいないため「－」と記載している。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。